京都市地域

循環型社会形成推進地域計画

(第1期:平成17年度~平成22年度)

(第2期:平成23年度~平成27年度)

(第3期:平成28年度~令和2年度)

☆ (第4期:令和 3年度~令和 9年度)

京都市

令和3年3月作成 令和4年3月変更

(-1/(-1)	
本編	
して十つかけし	

() () ()	
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	
(3) 基本的な方向	
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水の処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(4) 生活排水処理の目標	
3 施策の内容	7
(1) 施策一覧	7
(2) 処理体制	14
(3) 今後の施策の要点	15
(4) 処理施設等の整備	17
(5) その他の施策	18
4 計画のフォローアップと事後評価	19
(1) 計画のフォローアップ	_19
(2) 事後評価及び計画の見直し	19
〔添付資料等〕	
総括表等(様式)	
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	
添付資料	
添付資料1 対象地域図,現況及び計画施設位置図	
添付資料2 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ	
添付資料3 ハザードマップ(水害)	
参考資料(様式)	
事業番号1 参考資料様式2 (東北部クリーンセンター)	
事業番号2 参考資料様式2(北部クリーンセンター)	
事業番号3 参考資料様式6 (浄化槽系)	

事業番号3補助資料 令和3年度浄化槽設置整備計画書

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名 京都市

面積 827.83 km²

人口 1,461,218 人

世帯数 726,834 世帯 (※いずれも令和2年4月1日現在)

(2) 計画期間

本計画は、「京都市地域循環型社会形成推進地域計画」の第3期(平成28年度から令和2年度末)に引き続く第4期計画として策定するものであり、令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7年間を期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見 直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市ではこれまでから、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の構築を目指し、京都市循環型社会推進基本計画を策定して「ピーク時からのごみ半減」を合言葉にごみ減量を中心とした関連施策を推進してきました。一方、「循環型社会」の構築に向けた国内外の情勢や本市の社会経済は大きく変化しており、資源循環を前提としたくらしや経済活動への転換によるSDGsの達成、脱炭素社会の実現、大規模自然災害の発生や人口減少・長寿社会の進展等にしなやかに対応できるレジリエント・シティの実現など、「持続可能な」社会づくりと調和する多角的な視点が必要とされている。

そのため、これらの変化に対応し、ごみ減量施策だけでなく、「持続可能な循環型 社会」の実現に向けた新たな施策を総合的かつ計画的に推進していくべく、「京都市 循環型社会推進基本計画(2021-2030)」を踏まえ、本計画を策定する。

本市は、平成29 (2017) 年12月に京都議定書誕生20周年を記念する会議を開催し、世界18ヵ国・地域の方々の参加の下、「2050年の世界の都市のあるべき姿」を提起し、「持続可能な都市文明の構築」を自ら目指すとともに世界の都市にも求めていくことを宣言している。

この2050年の世界の都市のあるべき姿をもとに、経済的側面や社会的側面の視野を 更に広げ、「モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用されるくらしや事業活動の 下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等 にもしなやかに対応できる、"持続可能な循環型社会"」の実現を目指す。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

京都府では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見等を踏まえながら「京都府ごみ処理広域化・集約化計画(仮称)」の策定が予定されており、ごみ処理の広域化・施設の集約化について京都府と協議検討をおこなう。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

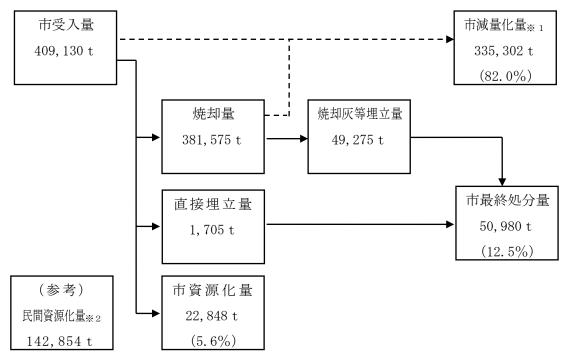
令和元年度における一般廃棄物の処理状況については、図1のとおりである。

京都市が受け入れているごみ量は409,130トンで、市の中間処理による減量化量は335,302トンであり、民間ベースの再資源化を除いた総受入量の8割以上が減量化されている。また、民間ベースの再資源化を除いた総受入量の約12.5%に当たる50,980トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち焼却量は381,575トンである。本市の3箇所のクリーンセンターにおいては、ごみ焼却の際に発生する熱を温水や暖房等に利用しているほか、ごみ発電を行い、エネルギー回収の最大化を図っている。発電電力は、場内で利用するほか、近隣のリサイクル施設や体育館などにも供給し、さらに余った電力については電気事業者に売却している。令和元年度の全焼却施設の発電電力量の総計は153,490MWhであり、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減に寄与している。

さらに、循環型社会形成推進交付金を活用して整備した西部圧縮梱包施設及び横大路学園(資源ごみ選別施設)においてプラスチック製容器包装の選別圧縮梱包を行っている。また、混色カレット※をガラスびんの材料に再資源化するなど、循環型社会の形成に向けた種々の取組を進めている。

※びんの中間処理過程において、ラベルが付着していたり、割れ具合や汚れがひどいなどの理由により、色別に選別できなくなり、再資源化が難しくなったもの。



※1 市減量化量は、焼却による減量と、生ごみ等のバイオガス化に伴い、ごみの水分が排水に移行したことによる減量の合計である。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー (令和元年度)

^{※2} 民間資源化量は、大規模事業所の減量計画書や事業者へのアンケート調査結果などから把握できる範囲で集計した数字であり、令和元年度分は集計中のため、平成30年度分を掲載

(2) 生活排水の処理の現状

令和元年度における生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量については、図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は,全体で1,463,996人で,水洗化人口は1,462,309人,汚水衛生処理率は99.9%である。し尿発生量は7,667k1/年,浄化槽汚泥発生量は8,542k1/年で,処理・処分量(=収集・運搬量)は16,209k1/年である。

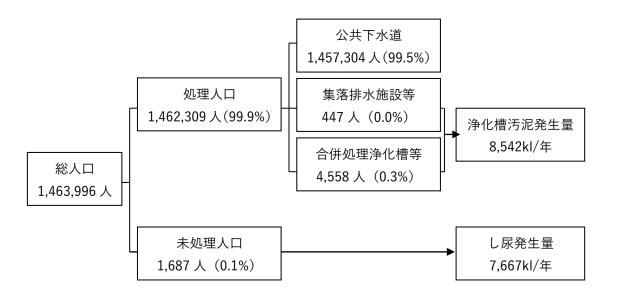


図2 生活排水の処理状況フロー (令和元年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化,再生利用に関する現状と目標

	年度		令和元年	年度	令和 10 年度		
項目		単位	現状(割合	\$ _{*1})	最終目標(割合※1)		
1	市受入量	② t	409, 130		378, 000	(△7.6%)	
()	/1人・日)※2	グラム	762		715		
	家庭ごみ量	t	212, 464		199, 000	(△6.3%)	
内	(/1人・日) ※3	グラム	396		376		
訳	事業ごみ量	t	196, 666		179, 000	(△9.0%)	
	(/1人・日) ※3	グラム	366		338		
② †	万資源化量	t	22, 848	(5. 6%)	32,000	(8.5%)	
③市減量化量		t	335, 302	(82.0%)	300,000	(79. 4%)	
④熱回収量		MW h	153, 490		154, 000		
⑤焼却量		t	381, 575		340, 000		
⑥市最終処分量		t	50, 980	(12.5%)	46, 000	(12. 2%)	

※1:市受入量は現状に対する割合、その他は市受入量に対する割合

※2:ごみ量÷人口÷365日(令和元年度は366日)

3: (計算式) ごみ量 ÷ 人口 ÷ 365日 ただし、最終目標の数値については端数処理をしている。 <指標の定義 >

・ 「市受入量」: 家庭ごみ量+事業ごみ量

・ 「市資源化量」:市による資源回収量

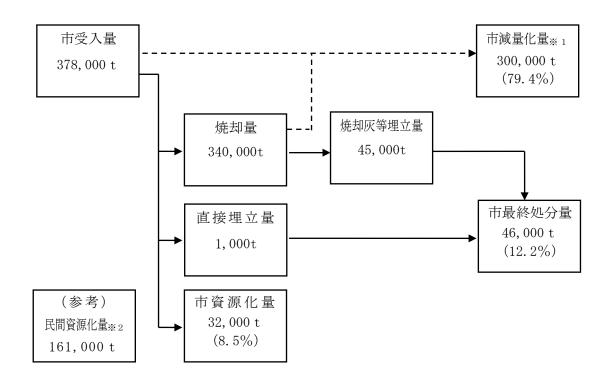
・ 「市減量化量」:中間処理量と処理後の残さ量の差(=市受入量-市資源化量-市最終処分量)

・ 「熱回収量」: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量

・ 「焼却量」:ごみ焼却量

• 「市最終処分量」:焼却灰等埋立量+直接埋立量

また、最終目標達成時における一般廃棄物の処理状況フローについては、図3のとおりである。



- ※1 市減量化量は、焼却による減量と、生ごみ等のバイオガス化に伴い、ごみの水分が排水に移行したことによる減量の合計である。
- $\frac{1}{2}$ 2 民間資源化量は、大規模事業所の減量計画書や事業者へのアンケート調査結果などから把握できる範囲で集計する予定である。

図3 最終目標達成時(令和10年度)における一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和元年度実績	令和 10 年度目標
処理形態別	公共下水道	1,457,304 人(99.5%)	1,442,509 人(99.6%)
人口	農業集落排水施設等	447 人(0.0%)	442 人(0.0%)
	合併処理浄化槽等	4,558 人(0.3%)	5,916 人 (0.4%)
	未処理人口	1,687 人 (0.1%)	0人(0.0%)
	合計	1,463,996 人	1,448,867 人
し尿・汚泥	汲み取りし尿量	7,667 kl	4,735 kl
の量	浄化槽汚泥量	8,542 kl	6,941 kl
	合計	16,209 kl	11,676 kl

[※] 端数処理をしているため、各数値の合計が合わない箇所がある。

3 施策の内容

(1) 施策一覧

(1-1) 「京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)」の重点施策

「持続可能な循環型社会」の実現に向け、循環型社会形成推進基本法に規定される 資源の循環利用及び処分の基本原則にリニューアブル(Renewable:再生可能資源の 活用)※という考え方を新たに加え、3つの基本的な方向性のもと、12の重点施策と それら重点施策を具体化した各種取組を強力に推進します。

なお、施策の一覧については、別紙<様式3>にも資料として添付しています。

■ くらしと事業活動における2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ ~そもそもごみになるものを減らし、植物由来等の再生可能な資源を使う~ モノの生産から流通、使用、廃棄に至るまでの市民・事業者・行政等の各主体による2R (Reduce:リデュース(発生抑制)、Reuse:リユース(再使用))及びリニューアブルの取組を、市民の価値観やライフスタイルの転換、生活・事業活動の質の向上とともに推進することにより、ごみの出ないくらしや事業活動への転換を図ります。

重点政策① 市民・事業者・行政の協働による2Rの促進

- ①-1 「しまつのこころ」の精神に根差した2Rの実践の取組拡大 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づく2Rの取組について、地域学 習会や事業者報告制度等を通じて、市民や事業者の皆様への浸透を図ります。 また、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」についても、各重点施策を円滑 に進めていくため、改正を検討します。
- ①-2 IoT 等を活用した次世代環境配慮型のくらしや事業活動の推奨「IoT 等の技術活用により、必要なモノ・サービスが、必要な時に、必要なだけ届く」次世代環境配慮型のくらしや事業活動の具体事例(シェアリングやリユースなど)の提案や情報発信を通じて、社会全体のごみの減量を図ります。また、計量パッカー車の導入促進など、排出事業者ごとのごみ量を見える化することにより、ごみの減量促進を図ります。
- ①-3 引っ越しや家財整理時等における積極的な民間活用を含めたリユースの促進まだ利用できるにもかかわらず、引っ越しや家財整理、片付け時等に廃棄されている持込ごみや大型ごみについて、民間(リユース仲介事業者等)とも積極的に連携し、リユースを促進するための施策を検討・実施します。
- ①-4 若者など次世代の担い手の育成

さすてな京都をはじめとする環境学習施設や学校等を拠点とし,市民・事業者・ 行政等の各主体が協働・連携した環境教育・学習の機会を創出します。

また、「大学のまち」「学生のまち」として、大学や大学生等と連携し、ICT等も活用した効果的な周知啓発を行うことで、大学生をはじめとする若者だけでなく、市民・事業者の皆様の2Rの取組を促します。

①-5 京都市役所による率先的な2Rの推進 本市の業務や開催するイベント等において紙や使い捨てプラスチックなどの2 Rを徹底します。また、物品等の使用において、環境への負荷の少ない物品等を 率先して調達します。

重点政策② 全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現

- ②-1 市民や事業者による知恵・工夫を含めた減量の取組の効果検証と普及拡大 市民・事業者等の皆様に提案してきた行動場面別のごみ減量策を引き続き普及拡 大していくとともに、新たなごみ減量策について、市民・事業者と連携した実証 実験等を行い、それらの成果を踏まえた提案・普及拡大に取り組みます。
- ②-2 食品・観光関連事業者の取組支援

食べ残しゼロ推進店舗認定制度や事業者報告制度,優良事業所認定制度等における食品ロス削減の優良事例を,飲食店や宿泊施設,食品小売店等の食品・観光関連事業者と積極的に情報共有し,導入を支援します。また,食べ切れなかった食品の持ち帰りや宴会時の食べ残しを減らす取組である30・10(サーティ・テン)運動など,お店を利用される市民や観光客等の皆様の理解を深めることも必要不可欠であるため,事業者と連携した啓発等を行い,食品ロス削減の取組を支援します。

- ②-3 商慣習の見直し「販売期限の延長」の社会実験の成果を踏まえた取組拡大 商慣習の見直し「販売期限の延長」(賞味・消費期限より前に販売をやめて廃棄 される食品を減らす取組)を食品スーパーだけでなく、他の食品小売事業者にも 促進・拡大していきます。
- ②-4 AI や IoT 等を活用した取組の導入支援 食品の需要予測や未利用食品のシェアリング、食品の在庫や賞味・消費期限の管理等、AI や IoT 等の新技術を活用した食品ロス削減に効果的な取組事例が近年増加しています。これらの新技術の提供者と連携した周知啓発や利用者とのマッチング等を通じ、取組の浸透を図ります。
- ②-5 フードバンク等活動の支援 フードバンクやフードドライブなどに取り組む団体や事業者に対する助成,食品の寄付者となる市民・事業者に対するフードドライブ活動の支援について,福祉分野と連携して取り組みます。

重点政策③ 徹底した使い捨てプラスチックの削減

- ③-1 レジ袋(プラスチック製買物袋)の更なる削減 有料化義務化の対象とならないレジ袋を含め、更なるレジ袋の削減に向け、小売 事業者と連携した取組を実施します。
- ③-2 新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式下での使い捨てプラスチックの削減 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に増加した宅配やテイクアウト等につ いて、リユース食器やプラスチック代替素材の食器や容器包装の導入を支援し、 使い捨てプラスチックを削減します。
- ③-3 使い捨てプラスチック削減に取り組む事業者の推奨 マイボトル推奨店舗など、使い捨てプラスチックの削減に取り組む事業者を推奨 し、事業者の取組を支援します。
- ③-4 マイボトル利用促進に向けた給水スポットの整備・情報発信

ペットボトルをはじめとした使い捨てプラスチック容器を削減するため、民間とも連携しながら、まちなかや地域イベント時への給水機の設置を進め、それらの位置情報等を積極的に発信し、マイボトルの利用促進を図ります。

③-5 マイクロプラスチックを含む河川ごみ等の実態把握 大学や他の自治体等とも連携し、マイクロプラスチックを含めた河川ごみやまち なか・観光地の散乱ごみ等の発生源の実態把握を行うとともに、その成果を新た な対策へとつなげていきます。

重点政策④ 観光(おもてなし)とごみ対策の調和

- ④-1 地域や観光関連事業者と連携した観光客への「しまつのこころ」やマナーの浸透「もったいない」、「しまつのこころ」といった京都が培ってきた文化やマナーについて、外国人をはじめとする観光客に対し、観光地域や観光関連事業者とも連携しながら、観光客の食べ残しの削減や正しい分別、ポイ捨ての防止等を推進します。
- ④-2 条例に基づく観光関連事業者の取組の実践 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づく観光関連事業者の2Rの取組 (簡易包装のお土産,2R型の食事・宿泊サービスの提供等)について,事業者 への浸透を図るとともに,観光客の皆様の理解を深めるため,事業者と連携した 啓発等を行います。
- ④-3 観光関連事業者への取組支援 事業者報告制度や優良事業所認定制度,食べ残しゼロ推進店舗認定制度等を通じ て集めた優良事例等について,具体的な導入方法や導入効果等をマニュアル化す るなど,積極的に情報提供することにより,事業者の取組を支援します。

重点政策⑤ 再生可能資源等の利活用の促進による化石資源からの脱却

- ⑤-1 再生可能資源に係る市民理解の促進に向けた事業者と連携した周知啓発「リニューアブル」という考え方について、事業者とも連携し、リニューアブルの具体的な取組内容、取り組む意義、取り組んでいる事業者や商品の見分け方等を市民にわかりやすく周知啓発し、市民が再生可能資源を活用している事業者や商品等を優先的に選択することを促します。
- ⑤-2 植物由来のバイオプラスチックや紙素材など再生可能資源を原料とした素材の普及支援 石油由来のプラスチックから植物由来のバイオプラスチックや紙素材などの再 生可能資源を原料とした素材への転換を図るため、事業者の導入費用の助成や指 定ごみ袋への利用などを通じ、事業者の取組を支援します。
- ⑤-3 再生資源(リサイクルされた資源)の活用促進 市民や事業者が、再生資源(リサイクルされた資源)を活用した製品等を優先的 に選択して使用いただけるよう、リサイクル業者や製造業者とも連携し、再生資 源の活用を促進します。
- 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進 ~もっと分別・リサイクルに取り組み、繰り返し資源として再生し、効率的にエネルギーを生み出す~

地域コミュニティや事業者との協働による分別・リサイクル及びバイオマスを中心 としたエネルギー創出を,受け皿の充実やイノベーションの促進などの基盤整備とと もに進めることで,より質の高い資源循環システムの構築を目指します。

重点政策⑥ 市民・事業者・行政の協働による分別・リサイクルの促進

⑥-1 条例等に基づく分別方法の指導や周知啓発の徹底

分別方法の定期的な周知啓発や不適正排出者に対する指導等を通じて、市民・事業者の皆様の分別・リサイクルを徹底します。

他市町村から転入されてきた方(大学生等)に対し、マンション管理者や大学とも連携した効果的でわかりやすい周知啓発を行うとともに、AIを活用した分別案内など、情報サービスの充実やまち美化事務所の機能強化等に取り組みます。

⑥-2 コミュニティ回収や事業者回収など自主的な分別・リサイクルの取組支援 地域の住民に資源物を集団回収していただくコミュニティ回収について,引き続 き助成等を通じた支援を行います。

マンション(業者収集)や事業所についても、雑がみなどの資源物が地域として 利便性高く効率的に回収されるよう、回収業者等とも連携した取組を推進します。

⑥-3 市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築

定期収集や拠点回収,移動式拠点回収といった各分別回収方法について,随時,分別品目や回収頻度,回収場所等の見直しを行い,市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築を目指します。

重点政策⑦ 食品廃棄物や木質ごみ等のバイオマスのリサイクルの促進

⑦-1 リサイクル製品の供給先の確保と利活用支援

飼料や肥料、メタンガスなど、バイオマスのリサイクルにより生み出される製品等が市民や事業者の皆様に優先的に選択して使用いただけるよう、リサイクル業者と連携した周知啓発、農家等の供給先とのマッチング、公共施設での利用等に取り組むことで、リサイクル製品の供給先を確保し、利活用を促進します。

- ①-2 施設稼働状況やリサイクル製品の需給を踏まえたリサイクルのあり方の検討等 リサイクル製品の需要状況(供給先)と市内及び近隣市町村のリサイクル施設の 稼働状況の両方を踏まえ、リサイクル製品の需要と供給が一体的に増加するよう、 ⑦-1とあわせて、民間と連携・協力し、食品リサイクル施設の誘致やバイオガ ス発電施設の整備など、リサイクルの受け皿の充実を図るとともに、木質ごみ(せん定枝等)や紙ごみの更なるリサイクルの促進に取り組みます。
- ⑦一3 排出者責任の考え方に基づく、民間リサイクルを阻害しない業者収集ごみ及び持込ごみの搬入手数料の検討事業系一般廃棄物の搬入手数料がごみ処理コストや周辺市町村の手数料、食品廃棄物・木質ごみの民間リサイクル料金よりも低いことを踏まえ、排出事業者責任の考え方に基づき、民間リサイクルを阻害せず、かつ事業者に過度な負担を強いない適切な搬入手数料のあり方を検討します。

重点政策⑧ 徹底したプラスチックの資源循環

⑧−1 ペットボトルのより質の高い回収・リサイクル方策の検討

国内におけるペットボトルからペットボトルへの完全循環型のリサイクルの促進に向け、小売業者や収集運搬業者、リサイクル業者等の民間とも連携し、ペットボトルを高品質かつ効率的に回収できる体制のあり方を検討します。

⑧−2 製造・販売事業者とも連携した製品プラスチックの回収

現在,ほとんどが焼却されている製品プラスチック(容器包装以外のプラスチック)について,プラスチック製容器包装との一括回収に向けた国の議論を注視しつつ,行政と製造・販売事業者と排出者が適切なバランスで責任を負う制度の設計を国に求めていきます。また,製造・販売事業者とも連携し,その他の回収方法を含めて,市民にとって身近でわかりやすい回収方法のあり方を検討します。

⑧−3 プラスチック製容器包装の分別の促進

プラスチック製容器包装の分別の促進に向け、分別対象となるプラスチックごみの種類や汚れの度合いなど、市民の皆様にとってわかりやすい丁寧な周知啓発を 徹底します。

⑧-4 事業者による店頭回収等の自主回収の推奨

ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づき、引き続き、小売店における 店頭回収の実施を促します。

拡大生産者責任の考え方をより追求し、飲食店等についても、テイクアウト食品のプラスチック製容器包装を店頭や店周辺で自主的に回収していただくよう促します。

重点政策⑨ イノベーションの促進

- ⑨-1 バイオガス化を核とした分散型地域循環のモデルの検討 地域循環共生圏の構築に向け、バイオガス発電による電熱供給やバイオガス化に 伴って発生した発酵残渣の堆肥利用など、バイオガス化を核とした分散型の地域 循環モデルを検討します。
- ⑨-2 大学等と連携した事業者のイノベーションの促進 大学をはじめとする研究機関とも連携しながら、バイオプラスチック等の再生可 能資源を原料とした素材開発など、事業者のイノベーションを支援します。
- ⑨-3 AI, IoT, センシング等の資源循環に貢献する新技術の活用促進 廃棄物処理における AI や IoT, センシング(感知・計測)等の新技術の積極的活 用や導入支援を通じ、ごみ量の見える化、タイムリーで効率的な収集運搬など、 効率的で質の高い資源循環を推進します。
- 自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靭な適正処理体制の構築 〜災害に強い、長寿のまちの安心・安全なごみ処理体制を構築する〜

発災時に災害廃棄物を迅速に処理できるよう,廃棄物の収集から処理,最終処分に 係る適正処理体制を平時から維持・更新しておくとともに,高齢者のごみ出し支援な ど,長寿社会の進展にも円滑に対応できる強靭な廃棄物処理体制を構築します。

重点政策⑩ 廃棄物処理体制の更なる強靭化に向けた適正処理の推進

⑩ - 1 災害対応も視野に入れた直営・民間連携の収集体制のあり方の検討及び施設の継続的な維持・更新

災害発生時の迅速な対応も視野に入れ、適切な直営・民間連携の収集体制を検 討・整備します。また、ごみ処理施設を継続的かつ計画的に維持・更新すること で、平時から災害発生に備えるとともに、環境負荷の低減に配慮した適正なごみ 処理を推進します。

⑩-2 大型家具や家電等の使用済み退蔵品の排出促進

長寿社会の進展に伴い、家庭に退蔵されている使用済みの大型家具や家電等が増加していると予想され、大規模災害発生時にこれらが大量の災害廃棄物として排出されるおそれがあるため、平時からリユースの取組やリサイクル・適正排出の周知・啓発等を通じ、これらの使用済み退蔵品の排出を促進します。

⑩-3 リチウムイオン電池など有害危険物の分別回収の新たな仕組みの構築と分別排出促進による収集・処理への負荷低減収集運搬車両やごみ処理施設での火災事故の原因となるリチウムイオン電池等を内蔵する製品(電子タバコ等)について、事業者と連携した新たな分別回収体制を構築するとともに、適切に分別排出していただけるよう、周知啓発を徹底します。

重点政策⑪強靭な災害廃棄物処理体制の構築

①-1 発災時の対応に係る平時からの周知啓発・訓練・災害支援等による災害への備え 災害発生時に大量のごみを発生させないための知恵や工夫,災害発生時のごみの 出し方等について,防災訓練等と併せて市民・事業者の皆様に平時から周知啓発 します。

職員による図上演習や他市町村への災害支援を通じた経験の蓄積、収集運搬や被災家屋の解体等に係る民間との連携体制の更なる強化により、発災時に迅速かつ 適切に対応できる強靭な災害廃棄物処理体制を構築し、地震だけでなく、頻発す る大雨や台風等の水害にも備えます。

- ①-2 発災時に対応できる人員や機材、仮置場や埋立処分地等の確保 大規模災害発生時には大量の災害廃棄物が発生し、その処理には、多くの人員や 機材(車両等)、災害廃棄物の仮置場や埋立処分地等が必要となることが想定され ます。そのため、それらの対応に当たる人員や機材、用地の確保に向けた調査や 調整を進め、災害廃棄物を迅速に処理できる体制を整備します。
- ①-3 埋立処分地の延命策の検討・実施 焼却灰のリサイクルや焼却灰からの鉄分回収等の埋立処分地の延命策について、 そのコストや効果を見極めながら、時期に適した取組を検討・実施していきます。

重点政策⑫ 高齢者に対するごみ出し支援等の促進

- ⑩−1 地域コミュニティや福祉施策等と連携したごみ出し・分別の支援地域コミュニティや介護支援などの福祉施策等とも連携し、高齢者のごみ出しや分別を支援します。
- ②-2 リサイクル技術等の進展に合わせた紙おむつの処理方法の検討 リサイクル技術の進展や民間リサイクル施設の整備状況を注視しながら、それに 合わせた紙おむつの処理方法を継続的に検討します。

(1-2) 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、合併処理浄化槽設置及び維持管理 の普及・啓発活動の強化を図る。

(2) 処理体制

京都市における家庭ごみの分別区分と処理方法については、表3のとおりである。 今後については、2R及び分別・リサイクルを徹底した上で、それでも残ったご みは、ごみ発電とバイオガス化を併用することなどによるエネルギー回収の最大化と 温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化といった、資源・エネルギーの有効 利用と環境負荷の低減を図りながら、安心・安全に適正処理する。

(2-1) ごみの区分

京都市が受け入れているごみはその排出源によって「家庭ごみ」と「事業ごみ」に 大別され、さらに家庭ごみは品目によって「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「大型ごみ」 に、事業ごみは収集運搬方法や品目によって「業者収集ごみ」、「持込ごみ」に区分さ れている。

<市受入ごみ>

家庭ごみ〔家庭での日常生活から排出されるごみ全部の総称〕

燃やすごみ:

下記の資源ごみや大型ごみを除くごみ

資源ごみ:

プラスチック製容器包装, 缶・びん・ペットボトル, 小型金属類・スプレー 缶といった定期収集ごみと, 古紙, 雑がみ, 紙パック, 乾電池, 蛍光灯, 使用 済みてんぷら油といった拠点で回収する資源ごみ

大型ごみ:

家具や寝具,電気器具(ただし,エアコン,テレビ,冷蔵庫・冷凍庫,洗濯機・乾燥機,パソコンを除く。)などの大型のごみ

事業ごみ〔事業活動から排出されるごみのうち、産業廃棄物を除くごみ〕

業者収集ごみ:

一般廃棄物収集運搬業許可業者によって, 収集運搬されるごみ

持込ごみ:

市民、事業者がクリーンセンターに直接持ち込むごみ

(2-2) 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、平成19年度から平成26年度まで「北部地域等総合下水処理対策」に基づく事業により、下水道の整備が進められており、その他の下水道及び農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等において、引き続き合併処理浄化槽の整備を進めていく。

(3) 今後の施策の要点

■ 2 R及び分別回収・リサイクル体制の強化・多様化

現行の体制による焼却ごみの減量は、市民・事業者の皆様の御理解・御尽力により一定進みましたが、最近では下げ止まってきている。そのため、更なる分別・リサイクルやエネルギー創出の促進に向け、プラスチック(製品プラスチックを含む)や食品廃棄物、発火の危険性があるリチウムイオン電池、災害廃棄物等について、民間(製造・販売業や再生業を含む)との連携やリサイクル施設整備(小規模バイオマス発電施設等)の検討、更にはAIやIoT、センシング等の新技術を活用した処理体制の高度化等により分別回収・リサイクル体制を強化・多様化することで、廃棄物処理(資源循環)体制の変革につなげていく。

■ 条例改正の検討

平成27 (2015) 年10月に「ごみ半減をめざす『しまつのこころ条例』」(正式名称:京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)を施行し、2 R と分別・リサイクルの促進の2つを柱とした各種取組を強力に促進してきたが、条例改正から5年が経過し、この間、資源循環をめぐる国内外の情勢や本市の社会経済動向も大きく変化している。そのため、条例の内容(3.1の重点施策①及び⑦に示した2 R・リサイクルの促進に係る義務規定や一般廃棄物処理手数料等)がどうあるべきかについて、行政サービスの向上にも配慮しながら、計画期間内の早期に議論を開始し、改正を検討する。

■ 地域循環共生圏の形成を目指した取組

国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、中長期的な方向性として、自然や地域のつながり、脱炭素、災害対応等の観点を加えた地域循環共生圏の形成が示されており、本市においても、これを目指した取組を行っていく必要がある。そのため、各地域の特性(ごみの発生状況、産業構成、自然環境、廃棄物処理施設の立地状況等)に応じた最適な規模で、再生可能資源の活用やエネルギーの創出・活用にも力点を置いた資源循環に取り組むとともに、災害発生時や少子長寿社会の進展に地域のつながりで対応できる適正処理体制の構築を強力に進めていく。

また、地球温暖化対策や生物多様性の確保等の他の環境分野との連携に加え、 産業・観光や地域コミュニティ、防災等の他の政策分野との連携体制を強化して いく。

表 3 京都市における家庭ごみの分別区分と処理方法(令和 3 年度から令和 10 年度)

	京都市の分別区分		処理方法	処理施設等
	燃やすごみ【有料指定袋制】	煃	Littern	
	その他ごみ (供物等)		焼 却	市施設
	プラスチック製容器包装【有料	斗指定袋制】		市施設
	アルミ			
市	スチール	缶 び <i>て</i>		
市定期収集	無色ガラス	うん ・ 。 有 料指		de Marin
集	茶色ガラス	・びん・ペットボー		市施設
	その他色ガラス	ボルル		
	ペットボトル	<i>) V</i>		
	小型金属			市施設
	雑がみ			売却
	古紙			売却
	雑がみ			売却
	紙パック		y I	売却
	使用済てんぷら油		リサイクル	市施設
	古着類			売却
	乾電池		リ コ 	処理委託
	ボタン電池		7	処理委託
	小型充電式電池(リチウムイス	ナン電池等)		処理委託
拠点	蛍光管			処理委託
拠点回収	水銀体温計・水銀血圧計			処理委託
	小型家電			処理委託
	記憶媒体類			処理委託
	インクカートリッジ			処理委託
	リユースびん			処理委託
	刃物類			処理委託
	使い捨てライター			処理委託
	陶磁器製の食器			処理委託
	せん定枝			処理委託
大型ごみ	·【有料】		複合	市施設

(4) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

本計画期間中に整備を進めるごみ処理施設を表4に、本計画期間中の整備を検討するごみ処理施設を表5に示す。

なお、表5の施設をはじめ、表4以外の施設の整備(循環型社会形成推進交付金 事業)を行う場合は、本計画の見直しを行い、具体的整備内容を示すこととする。 また、本市現有処理施設の概要を添付資料2に示す。

整備施設種類 事業 事業期間 処理 事業名 設置予定地 番号 能力 (全体事業期間) 施設名 エネルギー回収型 エネルギー回収 京都市左京区静 廃棄物処理施設 R 3 700t/日 型廃棄物処理施 市市原町1339番 1 $(R1 \sim R3)$ 東北部クリーンセ 設改良事業 地 (市有地) ンター エネルギー回収型 エネルギー回収 京都市右京区梅 廃棄物処理施設 2 型廃棄物処理施 400t/日 ヶ畑高鼻町27 $R6 \sim R8$ 北部クリーンセン 設改良事業 (市有地) ター

表4 整備する処理施設

(整備理由)

- 事業番号1:平成12年度に竣工した東北部クリーンセンターのプラント設備・機器は、 点検整備等により焼却能力や公害防止性能は維持しているが、老朽化が進ん でいることから、竣工後20・21年目に当たる令和2・3年度 に基幹的設備・機 器の大規模改修工事を実施することにより、施設の延命化を図る。
- 事業番号2:平成18年度に竣工した北部クリーンセンターのプラント設備・機器は、点検整備等により焼却能力や公害防止性能は維持しているが、老朽化が進んでいることから、竣工後19・20年目に当たる令和7・8年度に基幹的設備・機器の大規模改修工事を実施することにより、施設の延命化を図る。

表5 整備を検討する処理施設

施設名	事業名
資源物ストックヤード(新設)	今後のリサイクルの拡充に合わせて、ストックヤードの 整備を検討する。
西部圧縮梱包施設 横大路学園 北積替所及び南積替所	製品プラスチックの回収の検討に合わせて,各施設の改廃等を検討する。
廃食用油燃料化施設	B100(100%の濃度のバイオディーゼル燃料)を 使用できるごみ収集車両の更新時期(令和6(2024) 年度)を目途に,施設の在り方を検討する。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

直近の整備済基数(基) 整備計画基数 整備計画 事業期間 事業 (令和元年度) (基) (年度) 人口(人) 浄化槽設置整備事業 1, 238 13 210 浄化槽市町村整備推 0 0 0 進事業 R3∼R9 その他地方単独事業 0 0 0 合計 13 210 1,238

表6 合併処理浄化槽への移行計画

(5) その他の施策

ア有料化

家庭ごみのうち、燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器 包装は、ごみ減量、分別によるリサイクル等の促進を図るため、有料指定袋制を導 入、大型ごみは、粗大ごみ処理手数料券(シール)により徴収している。また、事 業ごみ(業者収集ごみ及び持込ごみ)については、搬入手数料を徴収している。

イ 不法投棄対策

啓発看板等の設置や地域団体に対する不法投棄監視カメラ等の貸与など、地域と 連携した未然防止策を講じるとともに、市民や地域団体等の自主的な美化活動に対 する支援を積極的に行う。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市では「京都市災害廃棄物処理計画」を策定(平成31年3月改訂)しており、 大規模な災害発生時には、この計画に基づき、災害廃棄物を迅速・適正かつ安全で 衛生的に処理し、生活環境の確保と一日も早い復旧・復興を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗を把握するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後,処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また,評価の結果を公表するとともに,評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直す。

京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (令和3年度~令和9年度)

総括表等 (様式)

- 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (1/3)

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1 地域の概要

1 100					
(1) 地域名	京都市地域	(2) 地域内人口	_1,461,218人	(3) 地域面積	827.83km2
(4) 構成市町村等名	京都市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離	焦島 奄美 豪雪 山村	半島 過疎 その他
	务組合等が含 組合を構成する市町村:		設立(予定)年月日:		設立, 認可予定
まれる場合, 当該組合の状況	設立されていない場合,今後の見通し	:			

2 一般廃棄物の減量化,再生利用の現状と目標

			過去の状況・現状						目標	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和10年	度(割合※)	
ごみの総排出量(市受入量)	t/年	461, 415	439, 606	417, 273	413, 066	409, 779	409, 130	378,000	(<u>△</u> 7.6%)	
一家庭ごみ量	t/年	229, 383	224, 466	218, 390	216, 161	213, 673	212, 464	199, 000	$(\triangle 6.3\%)$	
(1人1日あたり)	グラム/人・日	428	416	406	402	399	396	376		
上事業ごみ量	t/年	232, 032	215, 140	198, 883	196, 905	196, 106	196, 666	179,000	$(\triangle 9.0\%)$	
(1人1日あたり)	グラム/人・日	433	398	369	366	366	366	338		
市資源化量	t/年	20, 660	21, 891	22, 709	21, 575	21, 792	22, 848	32,000	(8.5%)	
市減量化量	t/年	379, 641	360, 554	342, 203	340, 287	337, 300	335, 302	300,000	(79.4%)	
熱回収量 (年間の発電電力量)	MW h	164, 033	157, 252	139, 780	137, 390	141, 297	153, 490	154,000		
焼却量	t/年	434, 671	412, 283	389, 057	386, 115	383, 285	381, 575	340,000	(89. 9%)	
市最終処分量	t/年	61, 114	57, 161	52, 361	51, 204	50, 687	50, 980	46,000	(12.2%)	
(参考) 推計人口	人	1, 469, 253	1, 475, 183	1, 474, 735	1, 472, 027	1, 468, 980	1, 466, 264	1, 449, 000		

- ※ 「ごみの総排出量(市受入量)」欄における割合は令和元年度に対する割合、それ以外の欄における割合は市受入量に対する割合
- ※ 建設リサイクル,他都市搬入,災害廃棄物等は外数
- ※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した(添付資料4参照)。
- ※ 本地域計画の施策の内容は、京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)の施策の内容を基にしている。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1(2/3)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1)現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	南部クリーンセン ター第一工場	京都市	ストーカ式	600t/∃	S61.6	R3.3 廃止予定	未定	浸水淡0m	
烷却施設	南部クリーンセン ター第二工場 (焼却施設)	京都市	模型往復動式	500t/ Fl	R1.9			浸水深5-10m 建屋部は2mの廃土を行うとともに、受変電室を2階に設けている。2m以上の浸水があった場合は、稼働を停止することとなるが、本市には他に窓面がクリーンセンターがあり、京都市としての処理機能は確保できると考えている。また、他の市町村替での代替処理を行う協定は未締結であるが、環境省の近畿ブロックによる処理支援の枠組みも活用可能である。	R3.7より「南部クリーンセンター」に名称 変更予定
マテリアルリサイク ル施設	南部クリーンセンター 第二工場 (選別資源化施設)	京都市	堅型高速回転式 堅型切断式	180t/日	R1.9			浸水深5-10m 対策は, 焼却施設と同じ	R3.4より「南部クリーンセンター」に名称 変更予定
バイオガス化施設	南部クリーンセンター 第二工場 (パイオガス化施設)	京都市	乾式・高温メタン発 酵方式	60ι/日	R1.9			浸水深5-10m 対策は, 焼却施設と同じ	R3.4より「南部クリーンセンター」に名称変更予定
焼却施設	東北部クリーンセン ター(焼却施設)	京都市	ストーカ式	700t/日	H13.3			浸水深0m	
破砕施設	東北部クリーンセン ター(破砕施設)	京都市	二軸剪断式	80t/日	H13.3			浸水深0m	
焼却施設	北部クリーンセンター	京都市	ストーカ式	400t/日	H19.1			浸水深0m	
焼却施設	東部クリーンセン ター	京都市	ストーカ式	600t/FI	S55.9	H25.3廃止:	未定	浸水深0.5-3.0m(廃止済)	
破砕施設	東部クリーンセン ター(破砕施設)	京都市	スイングハンマ式 切断式	216t/日	S55.9	H25.3烙出:	未定	浸水深0.5-3.0m(廃止済)	
埋立処分地	東部山間埋立処分 地(エコランド音羽 の社)	京都市	-	-	H12.4			浸水深0m	埋立容量:約1,500,000m3
再資源化施設	南部資源リサイクルセンター	京都市	-	60ι/日	H11.3			浸水深 0 m	
再資源化施設	北部資源リサイクル センター	京都市	-	40ι/日	H19.1			浸水深0m	
再資源化施設	西部圧縮梱包施設	京都市	-	60ι/日	H19.9			浸水深0m	
再資源化施設	横大路学園	京都市	-	20ι/日	H19.10			浸水深0m	
再資源化施設	廃食用油燃料化施設	京都市	-	5,000L / 目	H16.5			浸水深0m	

(2)更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	東北部クリーンセン ター	京都市	ストーカ式	700t/⊞	R4.3	施設老朽化による基幹的 設備改良工事	-	-	浸水深0m	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	北部クリーンセン ター	京都市	ストーカ式	400t/∃	R9.3	施設老朽化による基幹的 設備改良工事	-	-	浸水深0m	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(3/3)

4 生活排水処理の現状と目標

	過去の状況・現状(4月1日時点)						目標
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和10年度
総人口 (上段:4月1日時点)	1, 467, 219	1, 465, 994	1, 472, 350	1, 469, 360	1, 466, 937	1, 463, 996	1, 448, 867
(下段:10月1日時点)	(1, 469, 253)	(1, 475, 183)	(1, 474, 735)	(1, 472, 027)	(1, 468, 980)	(1, 466, 264)	1, 440, 007
公 共 下 水 道 汚水衛生処理人口	1, 459, 174	1, 458, 999	1, 465, 090	1, 462, 293	1, 460, 002	1, 457, 304	1, 442, 509
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	99. 5	99. 5	99. 5	99. 5	99. 5	99. 5	99. 6
集 落 排 水 施 設 等 汚水衛生処理人口	557	529	501	482	468	447	442
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 併 処 理 浄 化 槽 等 汚水衛生処理人口	4, 916	4, 684	4, 762	4, 695	4, 692	4, 558	5, 916
汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.3	0.3	0. 3	0.3	0.3	0.3	0. 4
未 処 理 人 口 汚水衛生処理人口	2, 572	1, 782	1,997	1,890	1, 775	1, 687	0

[※] 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新,廃止,新設の予定

施設種別	事業主体	野	見有施設の内	容	整備	青予定基数の	内容	備考
	孝未工件	基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	VIII ₹3
浄化槽設置整備事業	京都市	424	3, 506	平成元年	210	1, 238	令和10年	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

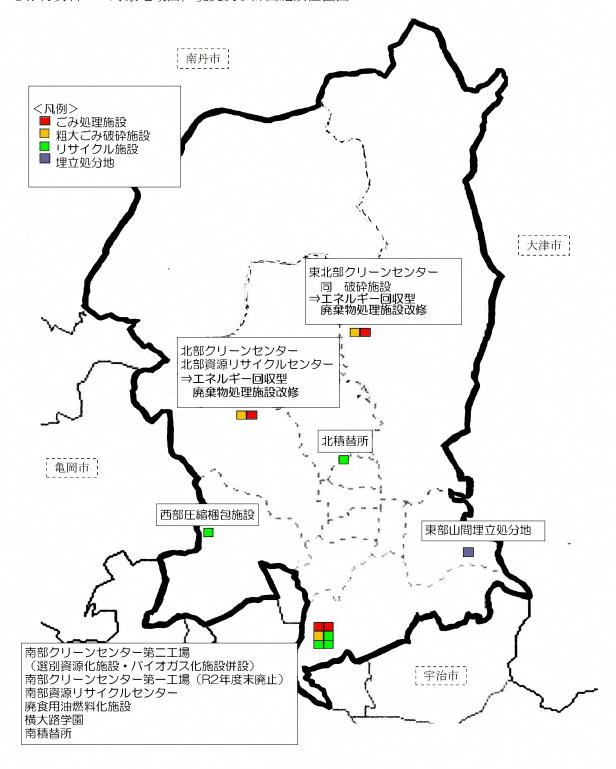
Г	事業種別	事業	事業主体名称	事業主体構成 市町村名	規模		事業期間	総事業費(千円)								交付対象事業費(千円)							備考	
	事業名称	番号	サポエか 口が			単位	開始 終了		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	URI 75
0:	エネルギー回収等に関する事業							19,261,097	6,622,097	0	0	165,000	5,062,200	7,411,800	0	12,344,094	5,636,094	0	0	67,200	2,951,400	3,689,400	0	
ı	エネルギー回収型廃棄物処理施 設改良事業	1	京都市	京都市	700 t	/日	R3 R3	6,622,097	6,622,097	0	0	0	0	0	0	5,636,094	5,636,094	0	0	0		0	0	交付率1/2
	エネルギー回収型廃棄物処理施 設改良事業	2	京都市	京都市	400 t	/B	R6 R8	12,639,000	0	0	0	165,000	5,062,200	7,411,800	0	6,708,000	0	0	0	67,200	2,951,400	3,689,400	0	交付率1/3
0;	争化槽に関する事業							92,120	16,832	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	89,050	13,762	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	
	浄化槽設置整備	3	京都市	京都市	210	基	R3 R9	92,120	16,832	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	89,050	13,762	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	12,548	交付率1/3
	合 計							19,353,217	6,638,929	12,548	12,548	177,548	5,074,748	7,424,348	12,548	12,433,144	5,649,856	12,548	12,548	79,748	2,963,948	3,701,948	12,548	ļ

※事業番号1 全体事業期間 R1~R3 ※事業番号2 全体事業期間 R6~R8

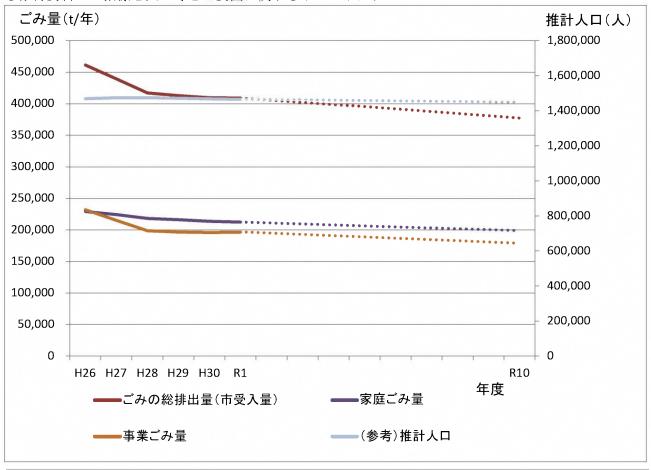
京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (令和3年度~令和9年度)

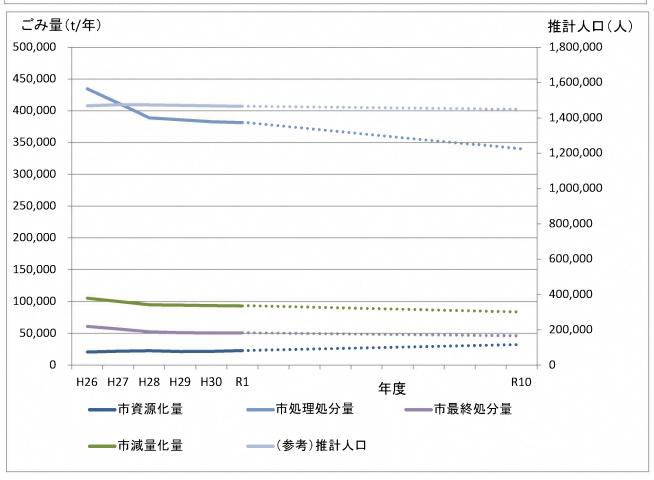
添付資料

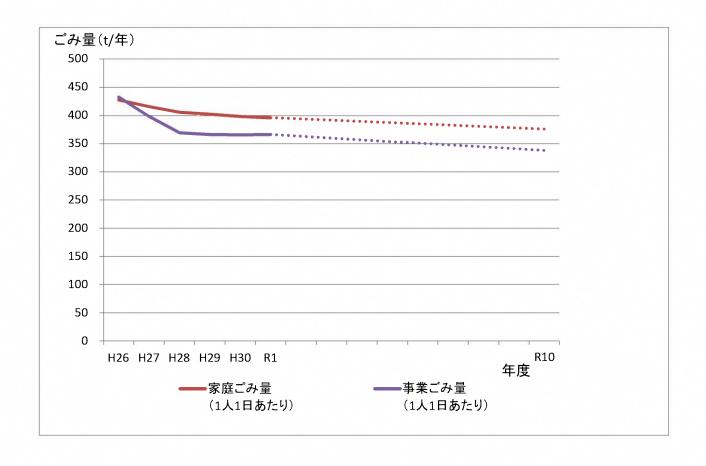
- ・添付資料1 対象地域図,現況及び計画施設位置図
- ・添付資料2 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
- ・添付資料3 ハザードマップ(水害)

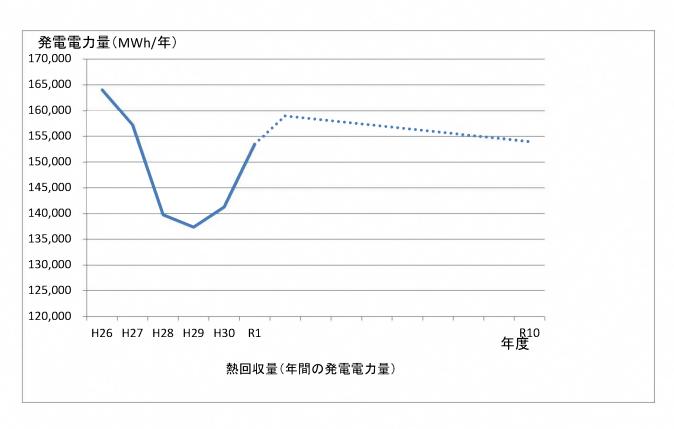


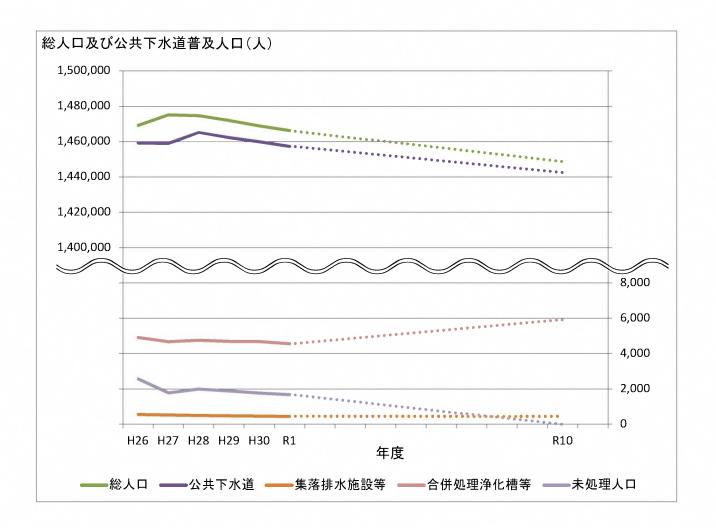
○添付資料2 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ



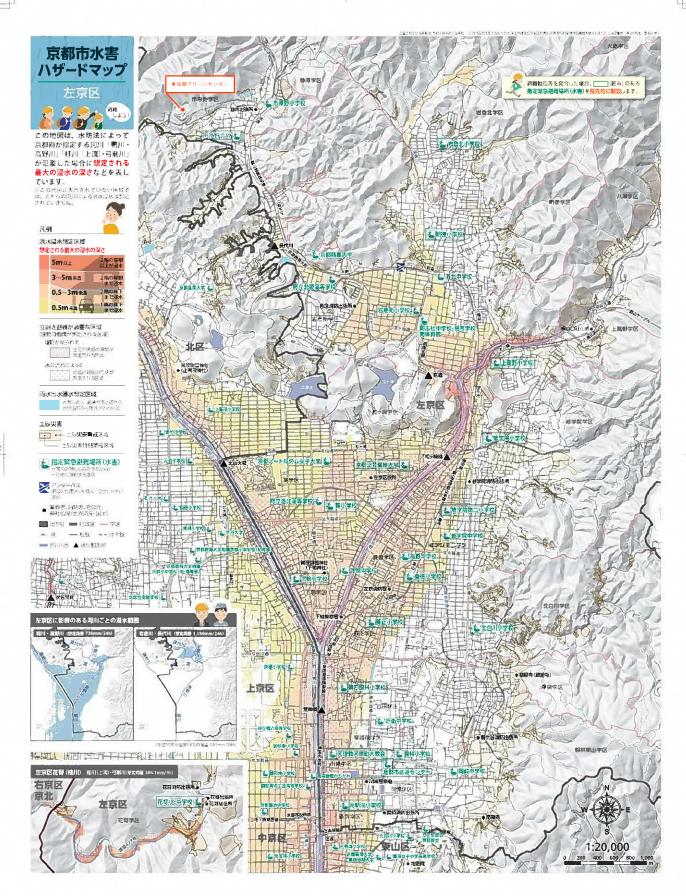




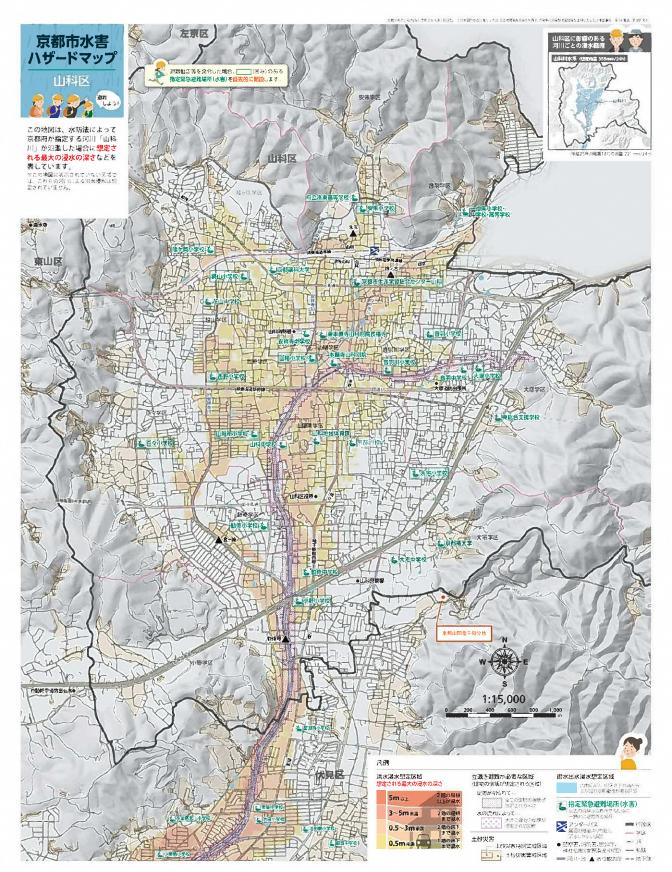




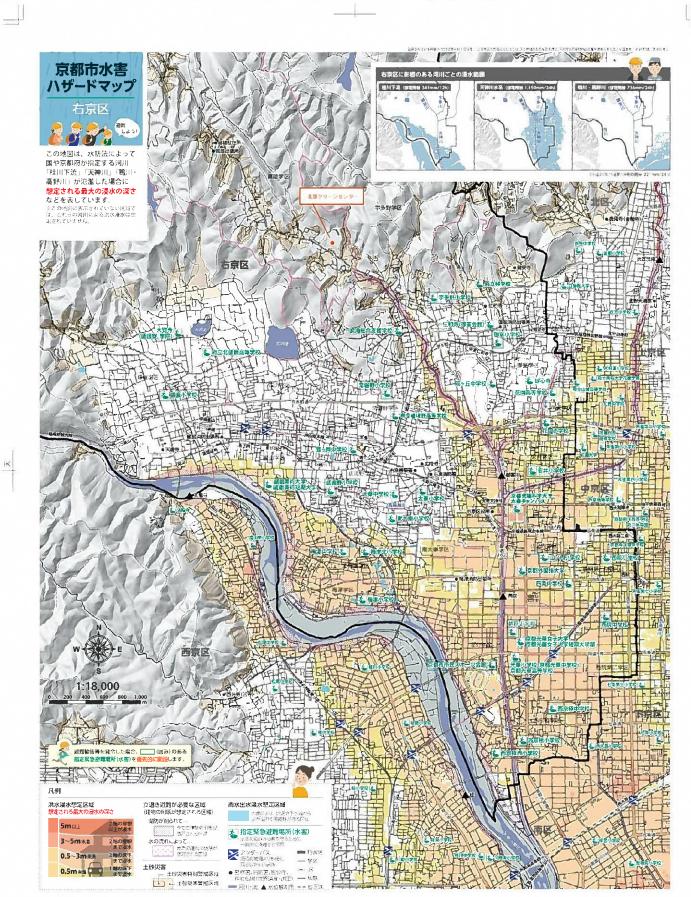




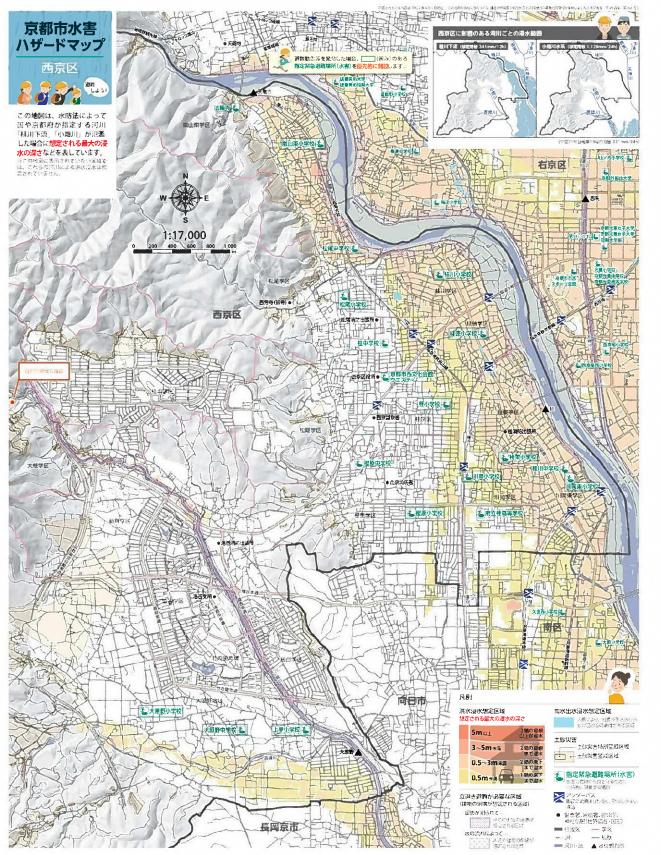




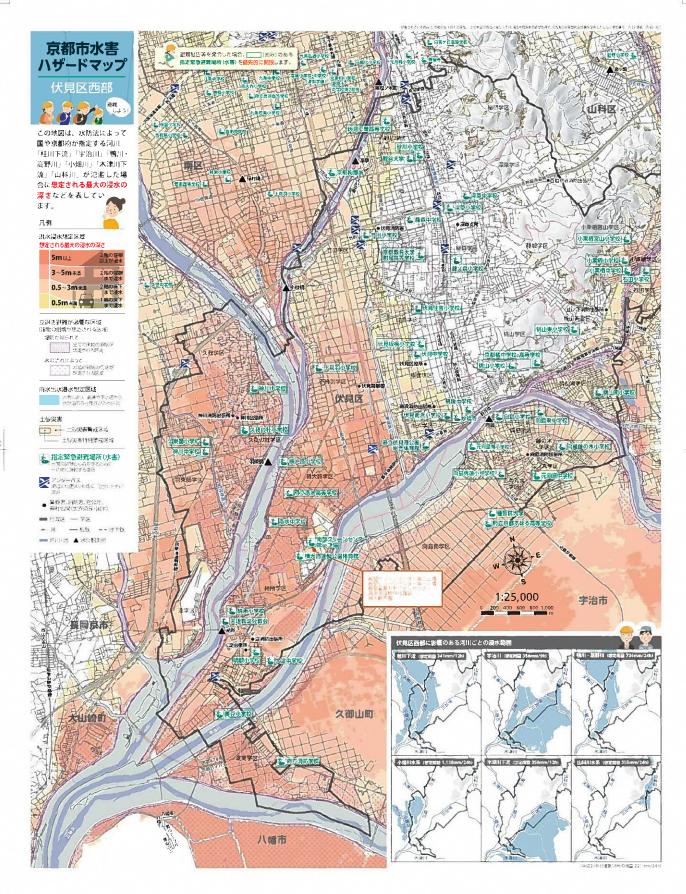












京都市地域 循環型社会形成推進地域計画 (令和3年度~令和9年度)

参考資料(様式)

・事業番号1 参考資料様式2(東北部クリーンセンター)

・事業番号2 参考資料様式2(北部クリーンセンター)

• 事業番号3 参考資料様式7(浄化槽系)

• 事業番号3補助資料 令和3年度浄化槽設置整備計画書

【参考資料様式2】

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市					
(2) 施設名称	整備施設種別: エネルギー回収型廃棄物処理施設					
(2) 地政石孙	施設名称 : 東北部クリーンセンター					
(3) 工期	令和 3 年度 ~ 令和 3 年度					
(0) 1.79	(全体事業期間:令和元年度 ~ 令和3年度)					
 (4) 施設規模	処理能力 700t/日(350t/日 × 2炉)					
(1) 加西汉为山关	(decty in 18 2/9)					
 (5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式焼却炉 ストーカー式					
(6) ///20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/2	1. Z. 1/2/3/1/// 1// 1// 1// 1// 1// 1// 1// 1//					
(6) 余熱利用の計画	1 発電の有無 有 (発電効率13.65%) ・ 無					
	2 熱回収の有無 有 (熱回収率 未定) ・ 無					
(7) 地域計画内の役割	市内から排出される一般廃棄物の焼却					
	CO2の削減率は3%以上とする。					
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有・(無)					
(0) 疣妣如灺政胜件工事切有無	有 ・ (無)					

(9) 総事業計画額	6,622,097千円(全体:12,014,968千円) うち,交付対象事業費5,636,094千円(全体:10,195,084千円)
------------	--

【参考資料様式2】

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 施設名称	整備施設種別: エネルギー回収型廃棄物処理施設 施設名称: 北部クリーンセンター
(3) 工期	令和 6 年度 ~ 令和 8 年度
(4) 施設規模	処理能力 400t/日(200t/日 × 2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式焼却炉 ストーカー式
(6) 余熱利用の計画	1 発電の有無 有 (発電効率14.33%) ・ 無 2 熱回収の有無 有 (熱回収率 未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	市内から排出される一般廃棄物の焼却 CO2の削減率は5%以上とする。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有・無

(9) 総事業計画額	12,639,000千円 うち,交付対象事業費6,708,000千円
------------	---------------------------------------

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京都市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	浄化槽設置の普及を図り生活環境の悪化及び公共用水域の汚濁の防止に寄与することを目的とする。 専用住宅等に浄化槽を設置することが設置者に過度の経済的負担となり、設置促進を妨げる恐れがあるため、補助金を交付することで普及促進に努める。
(4) 事業期間	令和3年度 ~令和9年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積
(6) 事業計画額	交付対象事業費 89,050千円

〇 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

は、一般には、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の							
区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費			
5人槽	138基(690人分)	45,816千円	47, 310千円	45,816千円			
6~ 7人槽	56基(392人分)	23, 184千円	24,016千円	23, 184千円			
8~10人槽	14基(126人分)	7,672千円	7,946千円	7,672千円			
11~20人槽	2基(30人分)	1,878千円	2,348千円	1,878千円			
21~30人槽	基(人分)						
31~50人槽	基(人分)						
51人槽以上	基(人分)						
宅内配管費	35基	10,500千円	10,500千円	10,500千円			
撤去費	基						
改築費 (災害)	基						
改築費 (長寿命化)	基						
	台帳作成費						
浄化槽整備 効率化事業費	計画策定等調査費						
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費						
合 計	210基(1,238人分)	89, 050千円	92, 120千円	89, 050千円			

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

【公共伊化僧寺笠禰推進事業の場合】						
区分	交付対基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費		
5人槽	基(人分)					
6~ 7人槽	基(人分)					
8~10人槽	基(人分)					
11~15人槽	基(人分)					
16~20人槽	基(人分)					
21~25人槽	基(人分)					
26~30人槽	基(人分)					
31~40人槽	基(人分)					
41~50人槽	基(人分)					
51人槽以上	基(人分)					
共同浄化槽	人槽 基(人分) 人槽 基(人分) 人槽 基(人分)					
事務費						
	台帳作成費					
浄化槽整備 効率化事業費	調査費					
	計画策定等調査費					
合 計	基(人分)					

新規・○継続(平成元年度から) 都道府県名 京 都 府

- (1)事業主体名 京都市
- (2) 事業主体が一部事務組合の場合(構成市町村名
- (3)整備計画の方針(浄化槽の整備対象地域の設定の方針,各種生活排水処理施設の整備区域の設定方針,浄化槽の面的整備の 推進に関する方針等を簡潔に記載すること。)

本市においては、公共下水道の整備率が高く、令和2年度末現在の人口普及率は、99.5%となっている。また、平成7年度から市街化調整区域の一部の整備も行っている。

しかし、北部地域等の山間部を中心に公共下水道未整備地域があり、これらの地域を浄化槽の整備対象地域と設定し、生活排水の処理を進めることとしている。

- (4) 浄化槽設置整備事業の概要
 - ア. 事業の実施目的及び内容

公共下水道未整備地域において、生活様式の変化等により生活排水に起因する汚濁負荷が大きくなっていることから、生活 排水対策の一環として、浄化槽の普及を図り、公共用水域の汚濁防止及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

浄化槽の整備にあたって、特に専用住宅等に設置される浄化槽にあっては、設置者に対し過度の経済的負担となり、浄化槽の設置促進を妨げる恐れがあるため、補助金を交付するにより浄化槽の普及促進に努める。

イ. 事業の対象地域

下水道法第4条第1項の規定により公共下水道管理者が公共下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の地域及び農業集落排水の事業計画区域外

ウ. イのうち国庫補助対象となる地域 公共下水道認可区域以外の地域(別紙1)

別紙1

事業の対象地域及び国庫補助対象となる理由

事業の対象地域

公共下水道の認可区域以外の地域

国庫補助対象地域	理 由
北区 中川・小野郷地区	(ウ) 水道水源の流域
雲 ヶ畑 地 区	(ウ) 水道水源の流域
左京区 花脊・広河原地区	(ウ) 水道水源の流域
久多・大原百井地区	(ア) 湖沼法の指定地域(ウ)水道水源の流域
右京区 水 尾 地 区	(ウ) 水道水源の流域
京 北 地 区	(ウ) 水道水源の流域
西京区 大原野地区の一部	(ウ) 水道水源の流域 (キ) その他、雑排水対策を推進する必要があると認められる地域
その他の地区	(ウ) 水道水源の流域 (キ) その他、雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

※国庫補助対象となる理由

- (ア) 湖沼法の指定地域 (琵琶湖に流入する安曇川水系の上流域)
- (ウ) 水道水源の流域(淀川水系の上流域)
- (キ) その他、雑排水対策を推進する必要があると認められる地域 (農・山村集落が散在しているが、近年市街地域から居住が移り、人口増加が認められ、雑排水対策を促進する必要 のある地域)

エ. 浄化槽の整備状況(令和元年度実績)

京都市

(1)	浄	化	槽	設	置	基	数	1 7	基
2	補	助	対	象	実 績	基	数	1 3	基
	上記	のうち	個別	非水処	理施設	整備	事 業	0	基
		小規模集合排水処理施設整備事業						0	基
3	補助対象外の都道府県及び市町村 による単独事業							0	基
	浄化	槽事	業実施	逐	(2)/(1) × 10	00)	76.	5 %

注)②については、浄化槽市町村整備推進事業に係るものを含む。なお、これには地方単独事業(個別排水処理施設整備事業及び小規模集合排水処理施設整備事業又は国庫補助事業の対象とはならない都道府県及び市町村による単独事業)に係る基数も含み記入し、地方単独事業分について別掲とすること。

オ. 令和3年度の整備基数の設定にあたっての考え方(上記エ. ③との関連を含め記述すること。)

令和元年度の浄化槽の設置基数は17基で、そのうち13基を補助した。年間の浄化槽設置基数は、数年減少傾向であるものの、浄化槽事業実施率は、増加傾向であるため、今後、様子を見ながら整備基数の増加等の検討を行っていきたい。

(5) 浄化槽設置整備事業の整備計画

ア ○有 京都市(平成11年度 ~ 令和2年度) 無(年度策定予定)

イ 整備状況

令和元年度整備人口/全体整備計画人口(%)

京都市 75人 / 730人= 10.3%

平成30年度までの整備人口/全体整備計画人口(%)

京都市 3,421人 / 4,151人=82.4%

ウ 具体的な計画

		整備計画	平成16年度まで 実績	平成17~令和2年度 (令和2年度は見込み)	令和3~9年度
総事業費	京都市京北町合計	45,900千円 計画人口 (765人分) 890,000千円 計画人口 (3386人分) 935,900千円	20,340千円 処理人口 (339人分) 445,178千円 処理人口 (2067人分) 465,518千円	117, 617千円 処理人口 (1, 086人分)	92, 120千円 人槽数 (1, 238人分)
選定額	京北町合計	44, 154千円 715, 700千円 759, 854千円	19, 512千円 293, 957千円 313, 469千円	98, 340千円	89, 050千円
国庫補助所要額	京都市京北町合計	14, 718千円 238, 566千円 253, 284千円	6, 504千円 102, 298千円 108, 802千円	32, 780千円	29, 683千円

[※]平成17年4月1日付けで、旧京北町と京都市が合併した。

(6) 国庫補助対象となる施設の整備規模及び選定額

①浄化槽(令和3年度~9年度)

人 槽 区 分	補助対象基数	基 準 額	対 象 経 費	選定額	
	(人分)	(A)	支出予定額(B)		
5人槽	138基	45,816千円	47,310千円	45,816千円	
	(690人分)	40, 010	47, 310 1	40, 010 1	
6~7人槽	56基	23,184千円	24,016千円	23,184千円	
	(392人分)	23, 104	24, 010	2 3, 1 0 4	
8~10人槽	14基	7,672千円	7,946千円	7,672千円	
	(126人分)	1, 0, 2, 1, 1	7, 040 1	1, 0, 2, 1, 1	
11~20人槽	2基	1,878千円	2,348千円	1,878千円	
	(30人分)	1, 0,0,1,1	2, 01011	1, 0, 0, 1, 1	
21~30人槽	基	円	円	円	
	(人分)	, ,	1,7	1,	
31~50人槽	基	円	円	円	
	(人分)	1 3	1 3	1 1	
51人槽以上	基	円	円	円	
	(人分)	1,1	1 7	, ,	
宅内配管費	35基	10,500千円	10,500千円	10,500千円	
合 計	210基	89,050千円	92,120千円	89,050千円	
	(1,238人分)				

^{※「}水道原水水質保全事業に関する法律」に基づき設置されるものについては、上段に()書きで再掲する。②・③についても同じ。

② 変則浄化槽

③ 既設の浄化槽の改築

人槽区分	補助対	対象基数	基準額	対象経費	選定額	改築規模	基準額	対象経費	選定額
	(人分)	(A)	支出予定額(B)			(A)	支出予定額(B)	
5人槽		基	円	円	円	人槽	門	円	円
	(人分)							
6~7 人槽		基	円	円	円				
	((人分)							
8~10 人槽		基	円	円	円	合 計	円	円	円
	(人分)							
11~20 人槽		基	円	円	円				
	(人分)							
21~30 人槽		基	用	円	円				
	(人分)							
31~50 人槽		基	円	円	円				
	(人分)							
51 人槽以上		基	円	円	円				
	(人分)							
合 計		基	円	円	円				
	(人分)							

(7)豪雪地帯特別措置法 該当地域なし

(8)予算措置の状況 予算計上額又は予定額(令和3年度) 8,240千円

(9) 国庫補助金所要(令和3年度)

総事業費	寄付金その	差引額	基準額	対象経費	選定額	国庫補助	国庫補助	備	考
	他の収入額	(A-B)		支出予定額		基本額	所要額		
						(CとFを	(G)		
						比較してい	×補助率		
						ずれか少な			
						い額)			
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)		
6,740	0	6,740	5,390	6,740	5,390	5,390	1,796		

(10)	維持管理等に関する市町村の関与の有無							
ア.	維持管理費用に対する補助 有・ 〇無・ 検討中							
	(該当するものに丸をつけ、有の場合は、①~⑦の事項についても記入すること。)							
	① 維持管理助成の位置付け(例:条例,要綱等)							
	② 維持管理助成の対象(例:浄化槽,国庫補助による浄化槽のみ)							
	助成対象の経費(例:法定検査費、清掃費、一定額)							
	助成の期間(例:設置後3年)							
	助成費の支払い方法 (例:維持管理組合(協議会)を通じて交付)							
平成21年度の助成費の決算見込み額								
	助成基数件							
イ.	イ.維持管理に関する組織 <u>有・ 〇無・ 検討中</u>							
	(該当するものに丸をつけ、有の場合は、①~⑤の事項についても記入すること。)							
	① 維持管理組織の名称							
	② 設立年月 年 月							
	③ 設立根拠(例:規約等)							
	④ 組織の単位(市町村単位,地区単位,集落単位等)							
	⑤ 活動内容							
	・保守点検、清掃、法定検査の契約等の代行 有・ 〇無							
	・普及啓発 有・ 〇無							
	·その他 (